



「(仮称)町田市景観条例(案)」及び「(仮称)町田市市街化調整区域の土地利用に関する条例(案)」

皆様のご意見をお寄せ下さい!

市では条例案策定において参考とさせていただくため、皆様のご意見を募集します。

「(仮称)町田市景観条例(案)」では、地域の個性や特色に応じたきめ細かな誘導を図り、まちの魅力を高めていくため、必要な事項を定めます。

問まちづくり推進課 ☎709・0642

「(仮称)町田市市街化調整区域の土地利用に関する条例(案)」では、市街化調整区域の自然環境や景観資源の保全など、土地利用のあり方について検討を行い、市街化調整区域の土地利用の基本方針等を定めます。

問開発指導課 ☎709・0569

(仮称)町田市景観条例(案)の考え方の概要

景観とは

『景観』とは、建物やまち並み、山の稜線、木々の緑など、普段目にしている「風景」や「景色」を人々がどのように認識しているかを表す言葉です。そうした『景観』は、その場所の風の感触、草木の香り、にぎわい、懐かしさなど、五感で感じるさまざまな感覚や、地域の文化、風土とも深く関わっています。

取り組みの背景

町田市の景観づくりの理念や目的を明確にし、よりきめ細かな景観づくりに取り組むために、市の「景観計画」の策定にむけた検討を市民、専門家、市内の関係団体の代表者と共にすすめています。景観計画の策定にあたり、必要となる仕組みや手続き等を定めるために、本条例の制定を考えています。

条例案の主な考え方は以下のとおりです。

考え方 1. “生活風景の豊かさが感じられるまち”をめざします。

地域の自然、歴史、文化、生活、経済活動等を背景に、人々の生活と深い関わりを持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた町田市の景観を、『生活風景』と捉え、“生活風景の豊かさが感じられるまち”をめざすことを基本理念とし、町田らしい景観の価値を次世代に引き継いでいくことを目的とします。

考え方 2. 景観計画の策定に関する仕組みや手続きを定めます。

景観計画には、対象区域や景観形成の方針、景観形成基準等を定め、一定の規模以上の建築物等について、景観法に基づく届出を義務付けることにより、色彩や形態意匠等の景観誘導を図っていく予定です。景観計画の策定や届出制度の運用にあたって、必要となる事項を定めます。

考え方 3. 市民主体の景観づくりをすすめていきます。

身近な地域の魅力を活かした景観づくりをすすめていくために、市民が主体的に取り組む保全や育成等の活動の仕組みや、その活動に対する支援等について、必要な事項を定めます。

考え方 4. 公共施設については、率先して地域の景観に配慮していきます。

道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設は地域の景観の骨格となり、景観に与える影響の大きい要素のひとつです。公共施設の整備にあたっては、率先して地域の景観に配慮し、良好な景観づくりを先導していくために必要な事項を定めます。

(仮称)町田市市街化調整区域の土地利用に関する条例(案)の考え方の概要

取り組みの背景

町田市の市街化調整区域は、材料置場や墓地などへの土地利用の転換、適正な植生管理の衰退や耕作放棄地の増加などが進行し、樹林地や農地が急速に減少しています。その結果として土地利用の混乱や市街化調整区域の質的な荒廃が進んでいます。

市街化調整区域の貴重な自然環境や景観を維持していくために、保全策と誘導策を導入することが緊急課題となっています。

町田市は、市街化調整区域の適切な土地利用を実現することを目的とし、本条例の制定を考えています。

条例案の考え方

町田市の市街化調整区域を「多様な価値をもつ貴重な都市資産」と位置づけ、樹林地や農地などの緑地を保全することを基調とします。

①緑地を保全する区域と特定施設の土地利用を許容する区域に分けます。

法令などにより自然的土地利用が担保されている都市計画公園、都市計画緑地や地域性緑地など緑地として保全する区域と、その他特定施設の土地利用を許容する区域に分けます。

②市街化調整区域における特定の土地利用に関する基準を定めます。

墓地や材料置場、スポーツ・レクリエーション施設、公共公益施設など特定の土地利用転換に関し、市街化調整区域の良好な環境を構築するにあたり、土地利用の規制誘導を行うための基準を定めます。

③市街化調整区域の土地利用の規制誘導に関する手続きを定めます。

市街化調整区域における適正な土地利用を誘導するための規制誘導に関する手続きを定めます。

また、町田市都市計画マスタープランや北部丘陵の計画などを踏まえ、市街化調整区域の土地利用をより適正なものとするため、効果的に活用を図っていきます。

ご意見提出方法

資料の閲覧及び配布

「(仮称)町田市景観条例(案)」は、まちづくり推進課(市役所中町第三庁舎2階)、「(仮称)町田市市街化調整区域の土地利用に関する条例(案)」は、開発指導課(市役所中町第三庁舎3階)で資料の閲覧及び配布を行っているほか、町田市ホームページでもご覧になれます。また、次の窓口でも資料の閲覧及び配布を行っています(閉庁・閉館日を除く)。

- 市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)
各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター
各市立図書館・町田市民文学館

募集期間 11月1日(土)~12月1日(月)

提出方法

Table with 2 columns: Method (郵送, FAX, 電子メール, 窓口への提出) and Contact Info for both ordinance cases.

窓口への提出は資料の配布窓口でも受け付けます(閉庁・閉館日を除く)。

注意事項

- 書式は自由ですが、住所、氏名、連絡先、件名(条例案名)をご記入下さい。
電話、窓口での口頭によるご意見は、お受けできません。
ご意見への個別の回答は行いません。
公序良俗に反するもの、特定の団体・個人等に対する誹謗中傷が含まれるものは無効とします。
寄せられたご意見の概要及び市の考え方は、個人情報を除き2009年2月上旬に公表します。



(仮称)町田市産業振興基本条例(案)

ご意見ありがとうございました

市民の皆さんには「(仮称)町田市産業振興基本条例(案)」の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。ご意見は、本条例の策定の参考とさせていただくほか、今後の産業振興施策の参考にさせていただきます。

問産業観光課 ☎724・2128

募集期間: 8月1日~9月1日
応募者数: 6件(個人3件/団体3件)
意見件数: 30件(条例全般について4件/基本方針について6件/責務について8件/その他12件)

ご意見の概要と市の考え方をいくつかご紹介いたします。詳細については、町田市ホームページをご覧ください。また、下記窓口でも資料を配布しています。

産業観光課(市役所森野分庁舎3階)、市民相談室(市役所本庁舎1階)、市政情報やまびこ(市役所中町分庁舎1階)、市民協働推進課(町田市民フォーラム3階)、各市民センター、木曾山崎・玉川学園文化の各センター、各市立図書館

Table with 2 columns: Summary of opinion (ご意見の概要) and City's response (市の考え方). It details the city's commitment to agriculture and industry development.